

日中一時支援について

介護者の就労・介護者の休息を支援するために
監護が必要な障がい児者の一時的な活動の場を確保
する事業です

- 【対象者】
- ・市内に居住する障がい児者
 - ・市外に居住する障がい者で、潮来市の障害福祉サービスの支給決定を受けている方

- 【利用の主な例】
- ・介護者の就労（仕事）によりお迎えが必要な時間まで登録事業所でお預かりが必要な場合
 - ・介護者の用事（法事・通院など）により監護することができずお預かりが必要な場合

【利用までの流れ】

- (1) 利用前に申請書を提出ください

提出先：潮来市福祉事務所 社会福祉課 障害福祉G

※様式第5号（第7条関係）潮来市地域生活支援事業利用申請書

- (2) 市役所から地域生活支援サービス受給者証を郵送いたします

- (3) 利用したい事業所と連絡を取ってください

利用の際は受給者証を事業所に提示ください

【利用料】

市町村民税が非課税の世帯	利用料・送迎料ともに無料
市町村民税が課税の世帯	1日当たりの利用について1時間50円 以降1時間ごとに50円を加算（上限500円/日） 送迎は片道54円、食事提供は42円
生活保護世帯	利用料・送迎料ともに無料

※食費・教材費等についてはいずれの世帯も別途自己負担となります

【問い合わせ先】

〒311-2493 潮来市辻626番地
潮来市役所 社会福祉課 障害福祉G
TEL: 0299-63-1111

▶事業所一覧は
こちらから





よくあるご質問

Q.いつから利用できますか。

A.申請日からとなります。申請後、地域生活支援サービス受給者証を送付しますので、そちらを事業所に提示してください。

Q.利用可能な事業所はどこですか。

A.市と委託契約を結んだ日中活動系サービス提供事業所が利用可能な事業所になります。事業所一覧は市にお問い合わせください。

Q.市外に転出しても日中一時支援は引き続き利用できますか。

A.市町村ごとに実施状況、利用条件が異なります。転出先の市町村に事前にご確認ください。

Q.期限が9月30日に切れてしまいます。引き続き利用するには手続きは必要ですか。

A.期限が切れる前に市から継続更新の通知をご自宅に送付いたします。更新を希望する場合は設けられた期限までに申請書を市まで提出してください。

Q.利用料を算定するための「世帯」の範囲はどこまでを含めますか。

A.障がい者及びその配偶者の当該年度の課税状況を確認します。
障がい児の場合は同一の世帯に属する方の課税状況を確認します。
4月から6月における申請は前年度の課税状況を確認します。

